

市議会定例会提出議案（藤沢市石名坂温水プール条例の一部改正）に同意することについて

次のとおり藤沢市石名坂温水プール条例の一部改正について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2007年（平成19年）11月 9日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この条例を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市石名坂温水プール条例の一部改正について
藤沢市石名坂温水プール条例の一部を次のように改正する。

2007年（平成19年）12月3日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

藤沢市石名坂温水プール条例の一部を改正する条例
藤沢市石名坂温水プール条例（昭和61年藤沢市条例第9号）の一部を次のよう
に改正する。

第3条に次の1号を加える。

(4) 自動車駐車場

第5条第2項中「利用料金」を「前項の利用料金」に、「別表」を「別表第1」
に改め、同条第3項中「利用料金は、規則」を「第1項の利用料金は、規則」に改
め、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を2時間を超えて使用した者は、駐
車場から出場する際に、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 5 前項の利用料金の額は、別表第2に定める金額を超えない範囲内において、あ
らかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。

別表を別表第1とし、同表の次に別紙の1表を加える。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

別表第2（第5条関係）

種別	区 分		金 額
普通自動車	駐車場への入場及び駐車場からの出場の取扱いをする時間(以下「入出場時間」という。)に駐車する場合	駐車場に入場した時から2時間を超え3時間までの使用	300円
		駐車場に入場した時から3時間を超え6時間までの使用	300円に3時間を超えた時間30分までごとに100円を加算した金額
		駐車場に入場した時から6時間を超える使用	1,000円
	入出場時間の終了時から翌日の入出場時間の開始時まで駐車する場合		1,000円
バス	入出場時間において駐車場に入場した時から2時間を超えて駐車する場合		1,500円
	入出場時間の終了時から翌日の入出場時間の開始時まで駐車する場合		1,500円

備考

- この表において「普通自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、バス及び二輪自動車以外のものをいう。
- この表において「バス」とは、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車で乗車定員が11人以上のものをいう。

提案理由

この条例を提出したのは、石名坂温水プールの駐車場の利用料金について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額の上限を定める必要による。

藤沢市石名坂温水プール条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(利用設備)</p> <p>第3条 利用に供する藤沢市石名坂温水プール（以下「施設」という。）の設備は、次のとおりとする。</p> <p>(1) プール</p> <p>(2) 多目的ホール、和室、会議室</p> <p>(3) 浴室</p> <p><u>(4) 自動車駐車場</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第5条 プールを利用しようとする者は、指定管理者（第9条に規定する教育委員会が指定するものをいう。以下この条、第6条及び第7条において同じ。）に利用料金を支払わなければならない。ただし、小学校就学前の者の利用については、この限りでない。</p> <p>2 <u>前項の利用料金の額は、別表第1に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ教委員会の承認を得て、指定管理者が定める。</u></p> <p>3 <u>第1項の利用料金は、規定で定める回数券の購入をもって支払うことができる。この場合における利用料金は、前項に定める利用料金の額の10パーセントを下回らない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める額を割り引く。</u></p> <p><u>4 自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を2時間を超えて使用した者は、駐車場から出場する際に、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>5 前項の利用料金の額は、別表第2に定める金額を越えない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。</u></p>	<p>(利用設備)</p> <p>第3条 利用に供する藤沢市石名坂温水プール（以下「施設」という。）の設備は、次のとおりとする。</p> <p>(1) プール</p> <p>(2) 多目的ホール、和室、会議室</p> <p>(3) 浴室</p> <p>(利用料金)</p> <p>第5条 プールを利用しようとする者は、指定管理者（第9条に規定する教育委員会が指定するものをいう。以下この条、第6条及び第7条において同じ。）に利用料金を支払わなければならない。ただし、小学校就学前の者の利用については、この限りでない。</p> <p>2 利用料金の額は、別表に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ教委員会の承認を得て、指定管理者が定める。</p> <p>3 利用料金は、規定で定める回数券の購入をもって支払うことができる。この場合における利用料金は、前項に定める利用料金の額の10パーセントを下回らない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める額を割り引く。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>

種別	区分		利用料（上限額）
普通自動車	駐車場への入場及び駐車場からの出場の取扱いをする時間（以下「入出場時間」という。）に駐車する場合	駐車場に入場した時から2時間を超え3時間までの使用	300円
		駐車場に入場した時から3時間を超え6時間までの使用	300円に3時間を超えた時間30分までごとに100円を加算した金額
		駐車場に入場した時から6時間を超える使用	1,000円
	入出場時間の終了時から翌日の入出場時間の開始時まで駐車する場合		1,000円
バス	入出場時間において駐車場に入場した時から2時間を超えて駐車する場合		1,500円
	入出場時間の終了時から翌日の入出場時間の開始時まで駐車する場合		1,500円
備考			
<p>1 この表において「普通自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、バス及び二輪自動車以外のものをいう。</p> <p>2 この表において「バス」とは、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車で乗車定員が11人以上ものをいう。</p> <p>6 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>			